

特集 あなたも なつてみませんか? 里親に

誤ったイメージを抱いていませんか?
里親をしっかりと理解しよう!

施設で生活している子ども=親のいない子ども



実際には、施設で生活している子どもは、両親あるいはひとり親のあるケースがほとんどです。ただ、やむをえない事情から子どもを養育してもらいたいと相談に来られるのです。つまり実子の新しい親を探してもらうのではなく、子どもの未来を明るくするための手助けを施設にお願いされているのです。

里親=養子を探している夫婦



中には、養子縁組を前提とする里親さんもおられますですが、多くの里親さんは、いわば子どもに対する「おじさん、おばさん」的な存在。家庭環境など、さまざまな事情で、親と離れて暮らさなければならない子どもを、実の親が迎えにくるまでの間、愛情と理解を持ちつつ育てていく。それが「里親」の役目なのです。

ところが、預ける側は「里親に渡してしまったら、子どもを取られてしまう」。また預かる側も「他人の子を引き取って育てるのは荷が重すぎる」と、それぞれ間違った解釈がなされているのが現状なのかも知れません。



今回の特集では、そういった誤りを正しながら「里親」をしっかりと理解していきます。

『里親』には、4つの種類があります

●養育里親

親の病気、離婚などの理由により家庭で養育できない子どもを親が引き取れるまでの期間(最大で児童が20歳になるまでの間)、養育する里親。

また、親が将来にあたり引き取れる見込みのない子どもを自分の養子とすることを前提に育てる里親。



基本的には、出合いと別れを繰り返しながらやっていくのが「里親」なのです。だからこそ、子どもといっしょに過ごす期間は、「子どもに愛情をいっぱい注いであげたい」という気持ちが必要です。



●週末里親

児童養護施設等に入所しており、週末や夏休み・冬休みなどの一時帰宅が難しい子どもたちを、継続して家庭に迎え入れてもらえる里親。



大阪市では、平成6(1994)年から「大阪市週末里親事業」を実施しています。児童福祉施設で生活している子どもの中で、親との面会や外泊の機会がない子どもを月に1~2回、家庭に迎え入れる有償ボランティアです。



●専門里親

里親として3年以上の養育を経験、または児童福祉事業に3年以上従事した人で、専門里親養成教育を修了し、虐待を受けた経験がある子どもや非行傾向のある子どもを、家庭的な環境の中で心理的なケアを行なながら養育する里親。



このタイプは、本格的な研修があるなど専門色が強く、ハーダルも高いと思います。子どもが好きで、子どもに関わる仕事をしていたけれど今は離れておられて、生きがい・やりがい探しをしている方、やってみませんか。

●親族里親

両親が死亡・行方不明・拘禁・長期入院などの理由で子どもを養育できない場合、3親等以内の親族が養育する里親。



子どもの背景や親の状況を児童相談所が確認・調査をしたうえで親族里親になっていただくという方法が子どもにとって最善かどうか検討します。

里親になりたいQ&A

養育里親編(他の里親と共通点あり)

Q 里親申し込みの際、年齢制限はありますか？

A 制限はありませんが、身体的・精神的に、また経済的にも安定した生活をされていることが必要です。

Q どのくらいの収入が必要ですか？

A 収入額についての基準はありません。子どもが委託されると、月々一定の養育費が支給されます。

家族構成や、子どもの数によっても異なりますが、日々の生活が安定して維持できることが要件です。

Q 実子がいても里親になれますか？

A なれます。

里親として実際に子どもを受託するときは、実子と十分に話し合い、新たな家族の一員として子どもを受け入れ、早く新しい生活にいじめるような工夫・配慮は必要です。

Q 単身ですが、養育里親になれますか？

A なれます。

ただし子どもを養育しながら生計を維持する手段があることが必要です。また一人だけで養育に当たらなければならないという精神的負

担や、万が一、里親が病気やけがをしたときでも受託した子どもの世話を欠かせないといったことも考えなければなりません。

Q どのような子どもが里親を必要としていますか？

A 両親の病気・出産・離婚・家出・養育拒否など家庭で養育することができない18歳までの子どもたちです。

週末里親編(他の里親と共通点あり)

Q 里親の住所に制限はありますか？

A 施設から1時間以内であることが必要です。

Q 週末里親に関心があります。どんなことをするのでしょうか？

A 保護者といっしょに生活できない子どもたちに、家庭での生活を経験させることが週末里親の役割です。

Q 子どもの病気、けが、事故などが不安ですが。

A けがや病気に対する医療費は、全額負担されます。里親の管理責任を問われた場合でも、その賠償については保険をかけています。

►里親になるには？

里親になることを希望される場合は、児童相談所へお申し込みください。児童相談所が家庭訪問などによって調査し、大阪市社会福祉審議会の意見を聞いたうえで、里親として正式に認定します。

大阪市の里親委託率

	乳児院	児童養護施設	里親(A)	合計(B)	委託率(A/B)
平成12年度	154人	927人	64人	1,145人	5.59%
平成13年度	166人	943人	61人	1,170人	5.21%
平成14年度	171人	903人	82人	1,156人	7.09%
平成15年度	150人	905人	78人	1,133人	6.88%
平成16年度	164人	902人	94人	1,160人	8.10%
平成17年度	165人	873人	90人	1,128人	7.98%
平成18年度	168人	884人	90人	1,142人	7.88%
平成19年度	161人	942人	93人	1,196人	7.78%

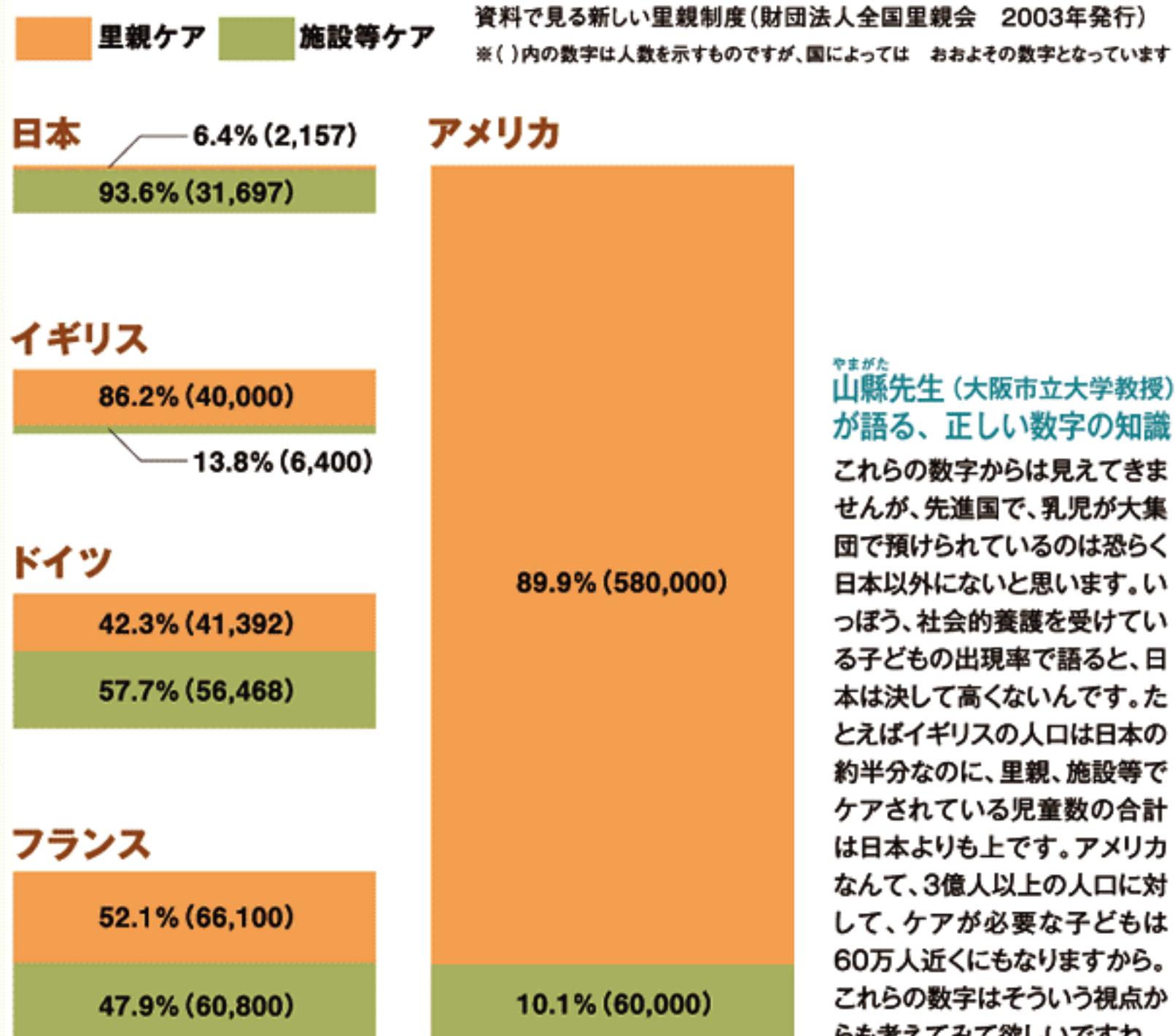
(いずれも3月末現在)

どんな手続きをするの？



諸外国に比べると、日本は里親ケアが圧倒的に少ないと言われています。これは、他の諸国が里親重視を打ち出しているのに比べ、日本の文化として血のつながりが重視される傾向があり、「里親」という仕組みが浸透しにくいという面もあるようです。

諸外国と比較して日本の里親の状況は?

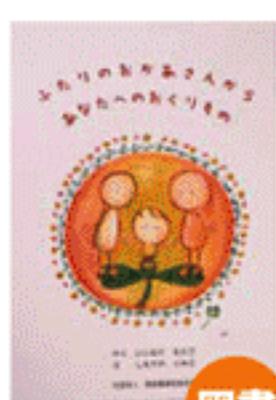


やまがた
山縣先生(大阪市立大学教授)が語る、正しい数字の知識
これらの数字からは見えてきませんが、先進国で、乳児が大集団で預けられているのは恐らく日本以外にないと思います。いっぽう、社会的養護を受けている子どもの出現率で語ると、日本は決して高くないんです。たとえばイギリスの人口は日本の約半分なのに、里親、施設等でケアされている児童数の合計は日本よりも上です。アメリカなんて、3億人以上の人口に対して、ケアが必要な子どもは60万人近くにもなりますから。これらの数字はそういう観点からも考えてみて欲しいですね。

BOOKS

図書で感じる、里親ケアの物語

『ふたりのおかあさんからあなたへのおくりもの』



図書

○訳 いいたかもとこ、絵 しもかわくみこ
(社)家庭養護促進協会 2007年

平成20(2008)年に放送されたNHK朝ドラ「瞳」で、里父役の西田敏行が里子に詩を読み聞かせる印象的なシーンに使用された絵本。一般図書として市販されていませんので、直接、発行先(☎06-6762-5239)にお問い合わせていただくか、当センター2階の図書・資料閲覧室で所定の手続きを済ませ、お借りください。

『最後の言葉』



図書

○川嶋 あい 著
ゴマブックス 2005年

シンガーソングライターとして活躍する川嶋あいの半生を綴った自伝。幼い頃に実父母と別れ、また多感な十代に養父母と死別。そんな苦難の生い立ち、悲劇を乗り越え、歌手を目指して路上ライブ1000回という目標を達成するまでを描く。

『ケンちゃん友ちゃん遊ぼうよー里子と心紡ぐスローライフ』



図書

○大森 健太郎 著
原人舎 2007年

実際に里親として活動する著者が、預かった2人姉妹との関わり合いを中心に描いたエッセイ風の物語。「ケンちゃん友ちゃん」は里子が里親に呼びかける際の愛称。家族のあり方、家族の絆、ゆったりとした時の流れを大切にするスローライフな考え方などが、あますところなく描かれている。

『ぶどうの木』



図書

○坂本 洋子 著
幻冬舎 2003年

子どもに恵まれず、18年前、里親として初めて「長男」を迎えた著者。しかし予想もしなかった社会の無理解や差別にぶつかり、長男を施設へ戻さざるをえなくなる……。親子の絆、人のつながりとは何かを問う、感動のノンフィクション。

識者が語る、里親ケアの現状と未来

「里親」に一步踏み出せるアプローチを

社団法人家庭養護促進協会 大阪事務所 山上 有紀

里 親を増やそうと、市民向けのシンポジウムやフォーラム、あるいは里親の体験報告会を開いても、飛躍的に人数が増えてくれることはないです。やはり「自分がやる！」というまではなかなかいかないのが現実かもしれません。登録里親の数を見ても昭和30年代の高度成長期をピークに、後はずっと減少しています。全国的にみると一番多かった昭和37（1962）年で19,275人。それが平成18（2006）年になると7,882人。ただ、これは登録数で、きちんと子どもを委託していた数でみると、昭和37年の7,332人（38%）に対して、平成18年が3,424人（31.1%）。どちらも4割に満たない委託率ですので、そんなに極端な減少とはいえないのかもしれません。それでも終戦直後の昭和24（1949）年頃は、登録数こそ4,153人と少ないのですが、委託数は2,909人。実際に7割以上の委託率です。でも、ここ数年に限ると、わずかですが登録里親の人数は上昇しているんです。

里 親制度を良くしていこうという動きは、ここ10年ぐらい行政が中心となって行っています。国は2009年度中に社会的養護が必要な子ども（実親から離れて生活をしなければいけない子ども）のうち、15%は里親に預けるようにと数値目標を掲げているんです。普通に聞けば「15%ぐらいなら」と思うかも知れないと、実際に関わっている者からすれば、この数値は高いんです。もちろん都道府県単位で実現できているところもありますが、大都市ほど子どもの数が多くなるので、困難さは増します。大阪市で言うと、今で8%前後。この数字を15%にするには、あと1年間で100人ぐらいの子どもを施設から里親に預けないと無理なんです。大阪市の場合は、「親が育てられない一時期を里親に応援してもらって、親が引き取れる状況になれば元の家庭に戻していくこう」という短期養育の方針を打ち出しているんです。但し、子どものため、親元に帰れる見込みがないと判断した場合は、養子縁組の対象にする場合もあります。つまり「法的にもしっかりした人に養育してもらうことが子どもにとっても最良である」ということです。そのため大阪市では、里親に預けても短期間で実親に戻っていく子どもが多いんです。国が掲げた数値は、あくまで年度末での実数を基準にしていますが、延べ人数を含めて考えると、大阪市も健闘はしているんです。

平 成20（2008）年11月に「児童福祉法」が改正（平成21年4月施行）されて、里親が1ヵ月に受け取る手当も倍増されることになりました。これまでの里親の働きや役割が評価された表れだろうと思います。今まで里親の善意による部分も大きかったのですが、これからは里親も施設と同じように社会的養護を担う一翼だという位置付けをより濃くした、わかりやすい法改正だと思います。これで里親になる人が増えてくれるといいのですが、まだまだ道は険しいのかも知れません。たとえば、昔は施設で働いていた人、あるいは幼稚園の先生をしていた人、そういう素地のある人が、この機会に里親を検討してくださるとうれしいです。もちろんそんな軽々しいものではないのはわかっていますが、里親を増やしていくことだけに重点を絞れば、軽く一步踏み出してもらえるようなアプローチも必要だと思います。

子どもとの“つながり”を強化していく

大阪市立大学生活科学研究科 教授 山縣 文治

社 会的養護の必要な子どもたちの大多数が大規模施設で生活をしている現在の日本では、ふたつの問題点があるよう思います。ひとつは集団生活が子どもたちの“育ち”を適切に保障する仕組みなのかどうか。本来、家庭的なものというのは、豊があるというような形式的なことではなく、たとえんかをてもいっしょにいるのが当たり前というふうに、わがままも許し合える自然な環境のことを指すのです。それはなかなか集団生活で味わえるものではありません。だから日本は、施設の小規模化、あるいは施設以外の個別ケアを打ち出す必要性があると思います。もうひとつは、国際比較（P.3表参照）をしたときに日本はあきらかに個別ケアが少なすぎるということ。もちろんいろいろと見方がありますが、少ないとというのは事実であり、また国際的にも「大規模施設よりも小規模施設の個別ケアのほうが子どもたちにとって良い環境」という答えがはっきりと出ている以上、日本は早急に対処する必要があります。

そ んな問題点を踏まえて、この4月から施行される「改正児童福祉法」に基づいて、「小規模住居型児童養育（ファミリー・ホーム）事業」がスタートします。これはわかりやすくいえば、里親と施設の中間に位置するような制度で、里親あるいはそれにあたるような人が5～6人の子どもといっしょに生活する場合、補助員もつけるし手当も多めに出すというイメージのものなんです。もちろん、これまでにも近い仕組みのものはあったのですが、施設の延長的なもので、あまり国際的には評価されてなかつたんですよ。ただ、今回の法改正によって始まる「ファミリー・ホーム」は、施設とはまったく別の形での個別ケアを進めていくものであり、国際的に見ても里親類型で考えていいものだと思います。というのも欧米で里親というと、5～10人の子どもをまとめて預かっているケースも少なくありません。日本ではまだまだ里親というと1～2人というイメージが強いのですが、この制度によって里親のあり方が少しでも変わってくれればと思います。

また、養育里親に対する1ヵ月の手当も倍増されます。毎月の手当を子どものために貯金されている里親も多いと聞きます。養子縁組とは違い、里親制度というのは真の親子関係ではないし、子どもが成人すると制度上では関係も切れるわけですが、たいていの里親は制度が切れたあとでも子どもへの援助を続けていらっしゃるよう思います。就職祝いをし、結婚式に行く、赤ちゃんができたら孫のように可愛がる、そして子どもが盆や正月に帰ってこられる家であり続ける。実際のところ、手当については、あまり大きな問題ではないのかも知れません。

施 設と里親と養子縁組。制度上では、里親と養子縁組の溝のほうが大きく感じますが、子どもの“育ち”という観点からみれば、むしろ施設と里親の溝のほうが深いんです。施設で育った子どもが成人して、たまに施設へ顔を出すことはあります。ただ、いざ連絡が途絶えがちになった時、日々の業務に追われている職員は、十分に気にかけてあげられることができるのか。これが里親や養子縁組の場合だと、年賀状が来ないだけで心配になったりするものです。一部の人は里親か養子かという議論をしがちですが、それ以上にこのような子どもとの“つながり”的な部分をもっと強化していく必要があるのではないかと思います。

『里親』にご興味
のある方は、

☎06-6797-6520

開所時間：午前9時～午後5時30分

休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

（大阪市中央児童相談所）

までご連絡ください